

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①建物

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定額法によっている。

②車両運搬具

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定率法によっている。

③器具・備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定率法によっている。

④構築物

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定率法によっている。

(4) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

内規退職金規定の備えが不十分であった為に、毎期300万円引当の実施を予定している。

②修繕引当金

体育館等の施設整備の備えが不十分であった為に、毎期100万円引当の実施を予定している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

3. 会計方針の変更

公益財団法人に移行した事により、新公益法人会計基準を適用している。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土地(基)	2,000,000	0	0	2,000,000
建物(基)	28,273,450	0	1,148,928	27,124,522
小計	30,273,450	0	1,148,928	29,124,522
合計	30,273,450	0	1,148,928	29,124,522

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
土地(基)	2,000,000	0	0	—
建物(基)	27,124,522	0	0	—
小計	29,124,522	0	0	—
合計	29,124,522	0	0	0

6. 担保に供している資産

該当なし。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地	2,000,000		2,000,000
建物(基本財産)	78,080,946	50,956,424	27,124,522
建物	252,864,440	209,651,392	43,213,048
車両運搬具	898,000	897,995	5
器具・備品	14,476,650	13,896,452	580,198
構築物	12,708,597	10,639,542	2,069,055
合計	361,028,633	286,041,805	74,986,828

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
売掛金	928,764		928,764
未収金	2,247,394		2,247,394
合計	3,176,158		3,176,158

9. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

該当なし。

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

該当なし。

12. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

該当なし。

13. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

該当なし。

14. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

該当なし。

15. 重要な後発事象

該当なし。

16. その他

該当なし。